

事業主のみなさまへ

最低賃金額改正のご案内

令和8年10月1日から

大阪府の最低賃金は

時間額 **1,231** 円となります

日頃よりハローワーク枚方をご利用いただきありがとうございます。
今般、令和8年10月1日から最低賃金額が改正されることとなりました。
令和8年10月1日以降は、時間額1,231円（大阪府内を就業地とする場合）
を下回る求人については、法令違反となるため、求人の受理及び公開がで
きません。賃金額の見直しを行っていただき、変更の手続きをお願いいた
します。

なお、試用期間中の賃金や固定残業手当の1時間あたりの金額について
もご確認いただきますようお願いいたします。

※行き違いですでに求人募集の取り消しまたは変更済みの場合はご容赦ください。

※大阪府以外の都道府県については、最低賃金が異なりますのでご注意ください。

全国の最低賃金額は厚生労働省HPに掲載予定です。

大阪府の最低賃金
のお知らせ



大阪働き方改革推進支援・
賃金相談センター
(TEL: 0120-068-116)



賃金引き上げによる助成金や、働き方改革
に関連した取組等についての無料相談窓口
です。お気軽にご相談ください。

求人申込みは **求人者マイページ**

の利用がおすすめです！

求人者マイページを開設すると？ **ココが便利！**

- ①いつでも、どこでも求人申込みができます。
- ②職場の風景、自社製品等を画像でPRできます。
- ③過去に出した求人データを活用（転用）できます。
- ④オンライン自主応募、直接リクエストなどの
便利な機能があります。

求人者マイページで
できること



開設方法



ハローワークインターネットサービス

検索

＜問い合わせ先＞

ハローワーク枚方 事業所サービス部門 TEL: 072-841-3363 部門コード31#